

ル七平當ノ増額ニ干レテハ多少見込アリト認メラ  
 ル、故ニ諸君ノ意志ハ充分ニ考慮ニ努カスヘシト  
 考ヘタルニ何分宜敷御願スルト述ハ満足ニテ退去  
 セリ  
 右及申(通)ノ報候也

勞務第二〇五八號

昭和五年七月一日

警視總監 丸山 鶴 吉

5. 7. 31  
 1224

内務大臣 安達謙藏殿  
 鐵道大臣 江木 翼殿  
 社會局長官 殿  
 各府縣知事 殿

京都大坂神奈川愛知  
 福岡埼玉千葉  
 栃木

秋葉原運送株式會社ノ勞働爭議ニ關スル件 (第七報)  
 要旨ハ勞働者側ハ従来ノ態度ヲ改メ後進ナル行動ヲトルコト、レ七月三日  
 第二回ノ正會見ヲ爲スニ決定セリ

標記其後ノ経過左記ノ通

記